

令和２年度第９回御船町議会定例会（１１月会議） 議事日程

令和２年11月30日

午前10時00分開会

１ 議事日程

第１ 会議録署名議員の指名

１１番 藤川 博和 君

１２番 清水 聖 君

第２ 諸報告

１ 諸般の報告

２ 行政報告

第 ３ 報告第１５号 専決処分の報告について

第 ４ 議案第４３号 工事請負変更契約の締結について

第 ５ 議案第４４号 工事請負変更契約の締結について

第 ６ 議案第４５号 工事請負変更契約の締結について

第 ７ 議案第４６号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 ８ 議案第４７号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 ９ 議案第４８号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

第１０ 議案第４９号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

第１１ 議案第５０号 令和２年度御船町一般会計補正予算（第１０号）について

第１２ 議案第５１号 令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
について

第１３ 議案第５２号 令和２年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）につ
いて

第１４ 議案第５３号 令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）に
ついて

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 中 城 峯 雄 君	3 番 宮 川 一 幸 君
4 番 福 本 悟 君	5 番 田 上 英 司 君
6 番 増 田 安 至 君	7 番 森 田 優 二 君
8 番 岩 永 宏 介 君	9 番 福 永 啓 君
1 0 番 田 上 忍 君	1 1 番 藤 川 博 和 君
1 2 番 清 水 聖 君	1 3 番 井 本 昭 光 君
1 4 番 池 田 浩 二 君	

3 欠席議員（1人）

2 番 井 藤 はづき 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 野 中 眞 治 君
教 育 長 本 田 恵 典 君	総 務 課 長 藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長 坂 本 幸 喜 君	税 務 課 課 税 係 長 福 田 拓 馬 君
町 民 保 険 課 長 宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長 西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長 田 中 智 徳 君	復 興 課 長 島 田 誠 也 君
健 康 づ くり 支 援 課 長 作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長 井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長 鶴 野 修 一 君	建 設 課 長 野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長 緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者 上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長 西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長 沖 勝 久 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和２年度第９回御船町議会定例会11月会議を再開します。

本日は、２番、井藤はづき君から欠席の届が提出されております。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、藤川博和議員、12番、清水聖議員を指名します。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第２ 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

令和２年度第９回定例会11月会議、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

まず、議会運営委員会関係の報告をいたします。10月29日に開催した議会運営委員会では、御船町議会タブレット端末導入検討委員会設置要綱を策定しました。今後、プロポーザル方式により業者選定を行い、タブレット導入後は議会運営のＩＣＴ化を積極的に進めていきます。

11月18日に開催した議会運営委員会では、定例会11月会議の日程や各種案件について協議しました。第９回御船町議会定例会11月会議の会期日程は、本日11月30日の１日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。今回受理した陳情第６号、町道編入に関する陳情書については、産業厚生常任委員会に付託されました。なお、請願はありませんでした。

次に、議会全員協議会を11月20日に開催し、執行部から11月会議に提出される議案の説明があったほか、各委員会から活動状況等の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査について、９月分が10月19日から２日間、10月分が11月24日から２日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

また、地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による令和2年度定期監査が10月26日から11月16日までの期間中11日間にわたって行われました。検査結果については取りまとめが終わり次第、監査委員より報告していただく予定です。

次に、10月22日に行われた御船町議会モニター感謝状贈呈式及び委嘱状の交付式について報告します。今年8月末で2年間の任期が終了したことにより、前任のモニター6人が退任され、新たに11人のモニターが就任されました。式には、新旧モニター合わせて11人と全議員が出席し、感謝状贈呈式と委嘱状交付の後、出席者全員にあいさつしていただきました。前任の皆様の御功労に心より感謝申し上げますとともに、新任の皆様には議会活性化のためお力添えをいただきますようお願いいたします。

最後に、11月17日に大津町文化ホールで開かれた県町村議会議長会主催の議会運営委員長、常任委員長研修会について報告します。今回の研修では三菱総合研究所主席研究員、松田智生氏の講演があり、「コロナ禍における地方創生制度」について大変参考となるお話を伺うことができました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

#### ○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、新型コロナウイルス関連について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に対する町独自の取り組みであるプレミアム商品券の第2弾につきましては、9月18日から町内全世帯に優先販売を実施し、10月10日の一般販売をもってすべての商品券が完売いたしました。一般販売では、購入希望に対し供給量が大幅に不足していることから混乱も生じましたが、今後はこの反省を踏まえ、さらに細心の事業計画や事業執行に努めていきたいと考えております。

また、新たに積極的に感染拡大防止対策を実施する町内の飲食店に対し、町が感染症対策実践店として認証する取り組みも始めました。認証を希望される店舗には直接職員が赴き審査し、条件を満たしていれば実践店としてのぼりやステッカーを配布します。また、認証を受けた実践点は町ホームページや広報で公表することとしています。

次に、各課から新型コロナウイルス関連以外の報告を行います。

まず、総務課について報告いたします。

10月4日に田代地区内において1件の干し草火災が発生しました。20時23分に消防署からの通報を受け、6分団を中心に延べ76人の団員が出勤し、5日、15時に消火しました。出火は家畜倉庫で、出火原因は重機の漏電と考えられています。なお、死傷者はいませんでした。

また、11月8日午前6時から秋の全国火災運動に伴う非常呼集訓練を行いました。合計で241人の団員が出勤し、各分団ごとに想定した火災に基づく消火訓練を行いました。なお、11月9日から15日までの7日間は町内各地で巡回広報を実施し、火災予防を呼び掛けました。これからさらに空気が乾燥し火災が発生しやすい時期に入っていきますので、しっかりと火災予防に取り組んでまいります。

次に、企画財政課について報告します。

令和3年4月に御船インターチェンジ東側にオープン予定のコストコの名称が「コストコホールセール熊本御船倉庫店」と正式に決定をいたしました。また、当倉庫では御船町在住者を優先した雇用募集が実施されましたが、現在は県内全域に広げた雇用募集が行われています。11月10日には町カルチャーセンターにおいてコストコホールセールジャパンによる県産品取扱事業者に対する説明会が開催されるなど、オープンに向けた取り組みが着実に進んでいます。

また、11月13日には木倉字三蔵で複合型宿泊施設を建設するという立地表明所が株式会社A T S及びダック技建より町に対し提出されました。計画では用地面積約4,800平方メートル、延床面積約3,000平方メートルで、客室、温泉、飲食店、カフェ、会議室など整備が予定です。令和4年夏頃の操業を目指すこととされています。

続いて、三丁目、四丁目、五丁目における行政区の再編に関しまして報告をいたします。11月1日に三丁目及び五丁目、11月8日に四丁目地域住民の参加のもと、行政区再編協議結果の報告会と行政区再編の可否を問う臨時総会が開催されました。臨時総会ではそれぞれの区において全会一致で再編が承認されました。新行政区の名称は「本町」となり、令和3年4月1日の再編を目指してまいります。

次に、福祉課について報告をいたします。

コロナ禍の中延期していた介護予防生活支援サポーター養成講座を11月4日から11月25日まで4日間で開催しました。12名が講座を受講され、今後元気クラブや地域サロンなどで活躍されることになります。

また、11月17日に田代西部地区で地域福祉を考える会が開催されました。令和元年度から始まった人生百歳クラブの成果や今後の地域福祉の推進について話し合いが行われました。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住民主体となる介護予防や支え合いの活動が重要な役割を担っていることが確認されました。

次に、復興課について報告をいたします。

10月、先月末より3戸、7人の方々が応急仮設住宅を退居されました。10月末現在の応急仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が4戸、10人、借上型仮設住宅が3戸、6人で、合計7戸、16人となっています。

次に、商工観光課について報告します。

10月24日に第2回御船ジュラシックトレイルが開催されました。当日は天候にも恵まれ、県内外から参加した404人の選手が吉無田高原から南阿蘇村を往復する20キロのコースを力走されました。また、11月8日にはコロナ禍により延期しておりました『ONE PIECE（ワンピース）』キャラクター「ブルック」の立像除幕式を、御船ふれあい広場で開催いたしました。当日は、検温や問診、手指消毒などを徹底した上で、抽選で選ばれた県内在住者200人に限定した形での開催となりましたが、全国、全世界の『ワンピース』ファンに向けたライブ配信も併せて行いました。今後は、さまざまな機会を通じ地域経済の回復や賑わいの創出に活用したいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第15号 専決処分の報告について

日程第4 議案第43号 工事請負変更契約の締結について

日程第5 議案第44号 工事請負変更契約の締結について

日程第6 議案第45号 工事請負変更契約の締結について

日程第7 議案第46号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第8 議案第47号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第9 議案第48号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第10 議案第49号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第11 議案第50号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第10号）について

日程第12 議案第51号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第13 議案第52号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につ
いて

日程第14 議案第53号 令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第15号、「専決処分の報告について」から、日程第14、
議案第53号、「令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」
まで12件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第15号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の
規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、
別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第14号、工事請負変更契約の締結について。

議案第43号、工事請負変更契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業町道
八竜下高野線、町道小坂橋小坂八竜線①交差点改良工事について、次のとおり請負変更契
約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定によ
り議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第44号、工事請負変更契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業町道
小坂八竜線1号線②道路改良工事（その1）について、次のとおり請負変更契約を締結す
る。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定によ
り議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第45号、工事請負変更契約の締結について。地方創生道整備推進交付金事業町道
小坂八竜1号線②道路改良工事（その2）について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第46号、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告に基づく一般職の国家公務員給料の改定に鑑み、御船町の一般職の職員の期末手当額を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第47号、御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、特別職の期末手当の額を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第48号、御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、御船町議会議員の期末手当の額を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第49号、御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院勧告及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第50号、令和2年度御船町一般会計補正予算（第10号）。令和2年度御船町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,165万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第51号、令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,004万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第52号、令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,881万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第53号、令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,992万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第3、報告第15号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） まず1点は、この①から④までの、それぞれの金額を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） まず、①が334万9,000円です。②が186万8,000円、③が340万9,000円、④が597万8,000円の減です。そのほかに軽微な変更として71万6,000円ほどあります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。あと③に隣接地に物流施設の建設計画が浮上したとありますが、これの説明をお願いしますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

隣接地、5ヘクタールの分になります。現在、この5ヘクタールに大和リースが建設

されまして、そこに株式会社小野建が倉庫を建設する予定ということで、今現在進めていらっしゃると思います。

○10番（田上 忍君） それで、この下に重量級の車両が交差点内を通行することになればとあるんですが、これで想定して重量級というのは大体どれぐらいの、具体的に数値をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 数量的なものは、数値は準備してなかったんですけど、車両としてはセミトレーラー級の車両が通行するということになります。

○10番（田上 忍君） 今、セミトレーラーと言われましたが、重さ的にはいろいろ範囲があるんでしょう。私は詳しくないんですが、多分具体的に何トンぐらいまで大丈夫に、今度は造るんですか。

○建設課長（野口壮一君） 普通セミトレーラー級で、積載重量として10トンクラスのトラックということになります。

○10番（田上 忍君） それで幅員を広くするということですが、もしもそれ以上のトラックが来た場合でも通過はできるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 設計の段階で、大型車両が曲がる軌跡図を描きます。それよりセミトレーラー級の車両が来ても曲がれるように、そこを設計して、重力式擁壁を確保したということになります。

○10番（田上 忍君） ではもう1点になりますけど、セミトレーラー級ということで今答えられましたが、今度、隣接地に来る予定の施設との打ち合わせでセミトレーラー級ということで結論が出たのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃった内容で、進出してくる事業者からの御相談があって、協議の結果対応したということになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第43号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 1点について伺います。変更の内容の2番に、仮設の汚濁防止建設が

3カ所追加ということで今回上がっていますが、これについて、設置されて、その後撤去までということで理解してよろしいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、説明資料の1の4ページに写真を載せております。今、議員がおっしゃったように設置して撤去まで含む費用を今回変更としております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第44号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） この第44号の当該路線は、昨年小坂公民館で企業誘致の説明会の中で、小坂の農地の地権者の方から営農に支障がないよう農耕車道を確保してくださいという要望がありました。そのための工事施工ということになりますけれども、コストコ建設地の11ヘクタール、残りの物流ゾーンに今回鉄鋼流通業界ですよね、これは今平成にあります。小野建という会社が追加で立地しますということですけれども、町が誘致した企業ではありませんけれども、大きなセミトレーラーではなくてフルトレーラーがここは走るんですよね。そのために地元地権者の方たちへの説明はされたのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員から御指摘いただきましたように、小坂公民館で説明は差し上げた経緯なんですけれども、詳しく、今予定している事業者等の詳細までは、説明をしたものではありません。しかし最初から商業施設というのは、進出する面積というのは固定されているということと、今、インターの東側の5ヘクタール側には、最初から物流ゾーンということで説明はさせていた経緯があります。こういうフルトレーラーまで入

ってくるということには、まだそこまでは沿線の方々には説明はしてないということになります。

今後、今回出しています農道の整備について、いろいろ農業者の方ともたびたび協議をしながら進めております。今後もそういう機会の中で詳しく説明をしていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 地元の小坂区長に話を聞きましたけれども、ダイワハウスと建設関係の会社の方は工事をします、建築をしますというあいさつはあっています。ただ、やはり物流ゾーンとは皆さん店舗ぐらいしか思っていないんですよ。だから、あの小野建というのは、全国に鉄鋼の大型、重量級の鉄骨を扱う会社なんですよ、本社は北九州ですけども。その会社だから、常時フルトレーラーが大型の鉄骨を積んで行ったり来たりするんですよ。だから、そこら辺までは想定は、町が誘致した企業ではありませんけれども、町も想定してなかったと地元の人も思いますので、これからはどういう形でされるか、やはり業者の方が一番協力を求めなければいかんことでしょうけれども。業者の指導も含めてよろしくお願ひしたいと、創業後問題が生じないよう、お願ひしたいということです。

それと、もう1点です。創業後は慢性的にというか、常時そういったフルトレーラーが、鉄鋼の流通会社ですから出入りしますよね。そのためにアスファルト舗装も、耐久性のあるのに替えましたと。そのための増額補正になっていますけれども。ただアスファルトを替えるだけで、私もちょっと経験がありますけれども、路盤工から替えないで大丈夫かなと、そんなに大きな車が、そこら辺のところもぜひ今後御検討をして、その重量級の通行に耐え得るような路盤工の支持力、こういったことも考えておかないと後で引っこんだりということもあると思いますので。そういうことでお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 町道の後の管理についても、私たちもとても心配しているところなんですけれども、今、議員から御指摘がありました路盤あたりの検討ですけれども、計画交通量から大型車両の混入率というのが、『舗装の計算便覧』という著書を参考として設計がしてあると。今回、舗装構成として表層が5センチ、それから上層路盤が15センチ、下層路盤が39センチ、それから路床の入れ替えとして70センチというものに計算をされたところで、今回施工をしているという状況です。

本当に、今、議員がおっしゃったように後にわだち掘れ等がないような形に、十分な施工を業者にもお願ひをしているという経緯であります。

○議長（池田浩二君） ほかに。

○11番（藤川博和君） 2番です、交差点の件ですけど。今、中城議員が言われて、フルトレーラーが来ると相当な重量がありますけど、この改質アスファルトに変更されて、単価的にはどのくらい差額が出ますか。

○建設課長（野口壮一君） 通常の密粒度のアスファルトと、今回提示しております改質型のアスファルトを比較してみると、経費を含めまして、平方メートル（平米）当たり800円ほどの差額が生じてまいります。

○11番（藤川博和君） 改質アスファルトにした場合は800円ですね。今、中城議員も心配されましたけど、路盤関係でこのアスファルト自体で維持できるかです。それとも、この改質アスファルトを部分的か全面的にした方が、そういう後の管理は、完成した後のメンテナンスの件はよくはないかと思えますけれども、そちらはどうですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回は、ラウンドアバウト交差点の周囲を、この改質型のアスファルトで変更するという事で記述しておりますけれど、今、議員からの御指摘のとおり、私たちもやはり大型車両が入ってくるといことで、交差点部分あたりは心配しているところであります。

後のメンテナンスあたりを考えたところでいけば、局所的にもそういう対応がほかにも必要な部分もあるかと思えます。その辺は、今後の施工において検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） 路盤工とかいろいろ質問があっているわけですが、この変更工事を追加したり変更したりすることについて、そのあたりは、例えばこの議案第44号に関しては設計業者というのがいらっしゃって、そういう形になっていくのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回上程しております変更契約額については、コンサルにはじいていただいているという形になります。その前の経緯としましては、やはり監督員等を含めたところで、係員もですけど、現場のほうに赴き、施工業者との打ち合わせをしながら決めていっているというところになります。

○8番（岩永宏介君） そしたら、①の変更内容が4点あるわけですが、その①の中の下から2行目に、分断化するよりも安価に施工が可能となることからという文言があるわけですが、そのあたりはきちんとした根拠といたしますか、安くなったという、そのあたり

はあるんでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の農耕車道路を単独で発注する場合の設計額と現契約との比較をしております。今回の工事に追加することにより、全体で396万円ほどの調整が可能ということになっております。

○8番（岩永宏介君） そしたら、その全体的な額はわかりましたが、①、②、③、④、各工事の金額あたりをお願いしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） ①については1,577万8,000円です。②が306万2,000円です。③が253万9,000円、④が430万8,000円ということになっております。

○8番（岩永宏介君） そして、396万円が安くなったということで確認してよろしいでしょうか。全体的な価格から。

○建設課長（野口壮一君） 一括発注することにより、今議員が言われたとおりの396万円が減額調整したという形になります。

○議長（池田浩二君） ほかに。

○4番（福本 悟君） 1点について伺います。変更内容の①番ですけれども、今回交付金も併せて変更をされています。この変更の①番の中段から下のほうに、本線改良工事と一体的に施工することにより、工期の調整を図るということで、すみません、そこは理解をできておりません。本来は別発注の計画であったということで、今回この一体的にすることによって、この工期も変更することなく、これを読むとそういう感じかなと思っておりましたけれども、約2カ月ぐらい工期も延長をされておりますので、その耕作者、農耕者が不利益にならないようにということだと思いますけれども、工期が変更されておりますので、この工期の調整を図るという、その意味の説明を求めたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） まずは、コストコのオープンが令和3年春のオープンということで、それまでには必ずこの工事というのは終了しなければならないということです。今、担当課としては、来年の2月末までには全体を終えたいということで進めているところです。

今の業者に依頼したほうが、いわゆる今本線の改良は下層路盤まで持ち上がっております。そこに今、ここに書いている内容と重なりますけど、既にその裏作に入っておられます。この農耕車道を整備するときには、町道の本線改良の一部を通行させたり、またそこに駐停車をさせたりという事象が出てきます。ですので、その辺をうまく今の業者で調

整しながら、本線も含めたところで工事の進捗を図っていただきたいという旨のところ、今回、そういうことで工期の、工事の内容を調整しながらいけるということで、今回変更で計上しているということになります。

○4番（福本 悟君） 課長から答弁をいただきました。まだ少し理解ができないんですが。

これはもともと別発注の計画であったということで、別発注計画をしていたならば、その工期というのは短くなるようになると思うんですけども、今の課長の答えが、すみません、ちょっと理解できないんですけども。もうちょっと詳しくお願いをしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） ここを別発注ということで最初は考えていたということなんですけれども、また別途発注ということになれば、入札の手続等に期間を要するというので、工期がまた遅れてくるというものも不安材料としてありました。

あと1つ、やはり先ほどありましたように、5ヘクタール側の進出事業者の建築も始まるということで、農耕車とそういう建築車両の工事車両も通過するということになりますので、その辺を勘案したところで、今回追加計上したという経緯であります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第45号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これが契約の最後だと思います。これまでの契約の変更増額がほとんどなんですが、それについて補正予算等は出ていないと思います。といいますと、すべて

が今まで議会で可決した予算内で進められる範囲の増額であるということによろしいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の地方創生道整備推進交付金事業を活用して今回、現在事業を進めているわけなんですけれども、令和元年度の予算、それから令和2年度の予算合わせて12億5,700万円ほどの予算を承認していただいております。その中で、今議員がおっしゃったように増減をしているという形になります。

10月末現在で、予算的に執行率が86.8%ということになります。あとの増減あたりが事象がある場合には、その中で議決をいただいた予算の中で動いていくという形になります。

○9番（福永 啓君） そうしますと、これまで議会の中でいろんな懸念が今示されました。それに対する改良等も、その予算内で行うことが可能かと思いますので、ぜひ迅速かつ安価に改良されますようお願い申し上げます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第47号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第49号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第50号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第10号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第51号、「令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、「令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第52号、「令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、「令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4

号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長(池田浩二君) 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第53号、「令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、「令和2年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算(第2号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長(池田浩二君) 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、令和2年度第9回御船町議会定例会11月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和2年度第9回御船町議会定例会11月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 1 1 時 0 4 分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員